

## 島本町教育委員会 会議録（令和4年第4回 臨時会）

日時	令和4年3月23日（水） 午前9時30分～午前10時30分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、佐々木淳平参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）
委員及び事務局職員	
欠席者	森田美佐教育委員、丸野亨教育委員
委員	
議題及び議事の趣旨	<p>第4号報告 令和3年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果の公表について</p> <p>第5号報告 令和3年度春季休業中における児童生徒の指導について</p> <p>第9号議案 島本町社会教育委員の委嘱について</p> <p>第10号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>第11号議案 令和4年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について</p> <p>第12号議案 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>第13号議案 島本町立学校給食実施規則の一部改正について</p> <p>第14号議案 令和4年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第15号議案 事務局職員人事について</p>
議決事項	第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者1名

教育長

本日、森田教育委員及び丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。定数を満たしておりますので、令和4年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第4号報告「令和3年度大阪府中学生チャレンジテスト(中学1・2年生)の結果の公表について」、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第4号報告「令和3年度 大阪府中学生チャレンジテスト(中学1・2年生)の結果の公表について」、御説明させていただきます。

お手元の資料「令和3年度大阪府中学生チャレンジテスト結果概要」を御覧ください。

令和4年1月13日に、中学校第1学年及び第2学年を対象に大阪府中学生チャレンジテストが実施されました。このたびは、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について説明させていただきます。

資料の1枚目が中学1年生の調査結果及び分析、2枚目と3枚目が中学2年生の調査結果及び分析の概要となっております。

1年生は国語、数学、英語及びアンケートが、2年生は国語、社会、数学、理科、英語及びアンケートが実施されました。

教科別の調査結果については、1・2年生とも、全ての教科において、府の平均を上回る結果となっております。特に、英語においては、府の平均を1年生も2年生も10ポイント以上も上回っており、教育課程特例校制度を活用し、英語教育を推進しておりましたが、その成果が表れております。

また、中学校卒業までに7割の生徒が英検3級程度の力を獲得することを目標としておりますが、今年度の12月末時点で72.4%であり、目標を達成しております。併せてお知りおきください。

生徒アンケートでは、「授業中、ノートやプリントに自分の考えを書く場面がある」、「授業中、自分の考えや意見を伝える場面がある」の肯定的回答は、いずれも90%を超えており、「話し合う活動を通じて深めたり、広げたりしている」の肯定的回答も約85%となっており、府平均より高くなっております。さらには、各アンケート項目とも、肯定的回答の中でも、強い肯定を示す回答をしている生徒が多くなっております。このことは、新学習指導要領の内容でもある「主体的・対話的で深い学び」が実現されていると考えられます。

なお、2年生の同学年の国語・数学・英語について、府の結果を「1」としたときの割合では、前年度（1年次）より上回った結果となっております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えています。

以上、簡単ではございますが「大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果の公表について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

6ページと7ページの対府比の説明をしていただいてよろしいでしょうか。

教育推進課参事

府の平均を「1」としましたときに、対府比で見ますと、町の平均が1を超えているということが、この結果から分かると思います。現2年生に関しましては、1年生時との推移を6ページに示しております。7ページを公表しませんが、この5年間の1年生、2年生の対府比の経年変化を載せております。

教育委員

結果としては素晴らしいと思います。府平均と競争するわけではないですけども、それを上回る結果が残せているというのは、日頃の先生方の教育活動がここに結果として生きてると思いますので、敬意

を表したいと思います。

教育委員

この結果を見て、特にアンケートの中で「自分の考えや意見を伝える場面がある」、「話し合う活動を通じて深めたり、広げたりしている」というところのポイントが高かったことというのは、学力に結び付いてきているのかなと思うので、このポイントが高かったことはすごく影響しているのではないかなと思い、先生方の努力のおかげかなと思います。

先ほどの府の7ページの経年比較のところなんですけど、2年生の右の表を見ると、点線の「社会」の令和元年度のところが突き抜けて高いということなんですけど、これは府の方が落ち込んでいるのか、町の方がすばらしかったのか、表の見方の情報を持っておられたら教えていただいてもいいですか。

教育推進課参事

令和元年度の社会につきましては、府が落ち込んでいるというよりは、町の取組としまして、一定の成果が上がっているというふうにこちらで分析しております。

教育委員

それは何か影響というか、原因があるのでしょうか。

教育推進課参事

中学の社会科担当の教員がここに力を入れて、一つの大きな目標として、チャレンジテストをみんなで頑張ろうということで、授業を1年間行ったという成果とみております。

教育長

社会科でこれだけ伸びがあるというのは大変興味深いし、そこに見えない学力の面での配慮や気持ちもあったのだとしたら、見えない学力がペーパーテスト等の見える学力にも反映されるということが紐付けできたら今後いいなと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第5号報告「令和3年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第5号報告「令和3年度春季休業日中における児童生徒の指導について」、御説明申し上げます。

令和4年3月10日付け島教教第1993号にて、各学校長に対して、春季休業日中における児童生徒の指導について通知するとともに、昨日校長会において、万全を期すよう周知いたしました。また、大阪府教育庁からの通知も併せて周知を行っております。

本町では、大きく2項目7点について、留意事項を作成いたしました。

第1項目の生徒指導につきましては、5点に分けて示しております。

1点目は、近年、SNS上のトラブルやいじめ事象が生起している中、児童生徒に1人1台端末や携帯電話、スマートフォン等を介したインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発を図ること。

2点目のいじめ対応については、学校いじめ防止基本方針にのっとり、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。また、解消に向けて取組中の事案については、休業期間中に教育相談を実施するなど、児童生徒の不安が生じないように保護者とも密接に連携し、適切な支援が次年度に引き継がれるよう努めること。

3点目の配慮を要する不登校児童生徒に対しては、きめ細かな指導・支援を充実させ、家庭や関係機関との連携を図ること。また、進級や進学に際して、引継ぎを丁寧に行い、児童生徒に必要な支援が中断されることのないようにすること。欠席が長期にわたっている等、気になる児童生徒については、いわゆるヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。

4点目の児童虐待への対応については、学校の果たすべき役割として、児童虐待が判明した場合（疑いのあるものを含む。）は、速やかに子ども家庭センター及び島本町子育て支援課に通告すること。

そして、5点目としては、児童生徒が休業期間明けのスタートをスムーズに切れるよう万全を期すこと、といたしました。

第2項目の安全管理・指導につきましては、2点を示しました。

1点目は、不審者等から子どもを守る体制を確立することと、交通ルールの徹底における指導及び啓発に努めること。

2点目の部活動については、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、適正な活動時間に配慮し、児童生徒の健康状態を把握しながら、安全管理及び安全指導に万全を期すること、といたしました。

以上、簡単ではございますが、「令和3年度春季休業日中における児童生徒の指導について」につきましての説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第9号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長 それでは、第9号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

社会教育委員は、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行っていただいております。

今回、令和4年3月31日をもって現委員が任期満了することに伴い、新たに委員の委嘱を求めるものでございます。

資料19ページを御覧ください。

今回、新たに委嘱をお願いする方は、松原美代賀氏、辻輝次氏、谷洋子氏、板井義治氏、中村智氏、岩崎れい氏、渡辺智恵氏の計7名でございます。このうち、板井氏と岩崎氏は新規で、それ以外の方はいずれの方も現委員として活躍をいただいているところでございます。

なお、表の一番上の空欄には、町立小中学校校長会から1名団体推薦を頂いた方に委嘱予定でございますが、まだ決まっていないため、後日、改めて委嘱をお願いする予定としております。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　7番の岩崎れいさんですが、専門を教えてくださいよろしいでしょうか。

次長兼生涯学習課長　　今回、学識経験者として、京都ノートルダム女子大学教授の岩崎氏を推薦させていただきます。専門につきましては、図書関係について造詣が深いということで、社会教育の中でも図書というのは非常に重要な分野でございますので、今回、岩崎先生には知識を社会教育の方で御助言いただければ有り難いと思って、入れさせていただきます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第10号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長　　それでは、第10号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

スポーツ推進委員は、「本町のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」、「スポーツの実技の指導」、「スポーツに関する指導及び助言」、「スポーツに関する普及啓発」等幅広く活動を行っていただいております。

今回、令和4年3月31日をもって現委員が任期満了することに伴い、新たに委員の委嘱を求めるものでございます。

資料23ページを御覧ください。

今回、新たに委嘱をお願いする方は、亀山里是氏、田畑佳苗氏、柿本祥平氏、柏風音氏、津山沙江里氏の計5名でございます。いずれの方も、現委員として活躍をしていただいております、スポーツの普及活動等に熱意を持った方であることから推薦するものでございます。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

スポーツ推進委員は、何期まで延期は可能なのでしょうか。

次長兼生涯学習課長

審議会等の委員に準じてですけれども、通常であれば、任期としては10年程度を目途にお願いしております。今回、亀山氏が10年超えてくるんですけれども、他の委員の任期がかなり浅いということもありますので、亀山氏の経験等を次の世代に引き継ぐためにも、もう1期お願いしたところ、御承諾いただきましたので、今回推薦をさせていただいているというところでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第11号議案「令和4年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号議案「令和4年度教育・保育重点目標及び関係



機関に対する指示事項（案）について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の「学校教育及び社会教育に関する基本方針を定めること。」の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、効果的な教育行政を推進し、かつ、住民への説明責任を果たすため、その基礎となる目標として毎年度設定しているものでございます。

本年度におきましても、まず事務局で素案を作成した後、教育委員の皆様を始め、各学校長等から御意見などを頂戴した上で最終案を作成し、その最終案を議案としてお諮りするものでございます。

なお、昨年度の教育委員会議における御指摘を踏まえまして、今回から、「本年度の目標（具体的な取組内容）」に掲げる項目のうち、点検・評価時における学識経験者の方からの御意見を反映して定めたものにつきましては、その末尾に「(学識経験者意見)」と付して明示するようにいたしました。

本議案について御可決を頂きましたならば、速やかに学校等の関係機関に配布するとともに、町ホームページ及び文化・情報コーナーで公表する予定でございます。

また、教育委員会の点検・評価の際に御意見を頂いた学識経験者の方にも、参考配布する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

私が教育委員になってから、これをずっと見させていただいています。毎年少しずつレベルアップしているというか、すごく分かりやすい書き方になっていて、何をすればいいのかということが的確に書かれるようになってきたなというふうに思っています。

教育長

教育委員

先ほどの「令和3年度春季休業日中における児童生徒の指導について」のところでも書かれていたんですが、「ヤングケアラーの可能性及び児童虐待～」がそこに入ってきたということは、また新しいところかなと思います。35ページの(6)のところにもヤングケアラーという言葉が入っているので、そこもこれから見ていかないといけないところかなと思っております。私も、この前、京都府の聴き取り調査に入らせていただいて、ヤングケアラーのことで少し調べるきっかけがありました。ヤングケアラーの定義というものをしっかりつかんでおかないと、昔はお手伝いをちゃんとしていたということが当たり前でしたので、親も子どももお手伝いの範囲という認識で、自分がヤングケアラーかどうかということが分からない、というようなところもすごく多くあって、はたから見たら、ヤングケアラーで宿題ができていないとか、本年度の指示事項の5番の一番下に書かれている「欠席が継続している」というところとつながってくると思いますので、教員の方も、宿題ができていないのがどうしてなのか、というところもすごく見ておくと、確認事項としてはいいのかなと思いました。

教育長

教職員のヤングケアラーの理解も必要なので、研修等も工夫を重ねていかないといけないと思います。

ほかにございませんか。

教育推進課長

委員御指摘のヤングケアラーについてでございますが、今年度につきましては、3学期から全小中学校とも家庭生活の状況を聴き取る項目を一つ加えまして、子どもたちの状況確認というのを行っております。御指摘のとおり、子ども自身が自分がヤングケアラーであるという認識が持てない、という部分も十分あるかと思っておりますので、そこについては、令和4年度に、教職員等に対しての周知又は研修等を実施していきたいと考えております。

教育委員

先生方の資質向上ということがここに出ているんですけども、昨今、社会で、いわゆるわいせつ行為等の教員の問題がクローズアップされているところだと思います。そこまでの先生はおられないと信じているんですけども、ただ、このように取り上げられると、世の中が非常に一つ一つのことについて過敏になっていきますので、先生方

への注意喚起というか、研修というものも力を入れておいていただいた方が、子どももそうですけれども、先生方に被害が返ってくることも出てくると思いますので、研修等があればいいかなというふうに思います。

教育推進課長 委員御指摘の教職員によるパワハラ、セクハラ等については、本町におきましては、学期に1回、学校の方で学校長から教職員に周知を行っております。また、大阪府教育庁からも年2回そのような周知が来ますので、そのようなものも活用して、教職員に服務について、若しくはセクハラ、パワハラ等については周知を行っているところでございます。

教育長 ほかにございませんか

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 39ページの保幼小連携の推薦で、みづまろキッズプラン3か年計画も具体的な取組として出てきましたし、せつかくの具体的な取組なので、来年度できるように一緒に私たちも頑張っていきたいと思っております。

教育長 評価いただいた点を胸にしっかり刻んで更に高みを目指したいと思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第12号議案「島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長 それでは、第12号議案「島本町教育委員会の職員で特別の勤務に

従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料の55ページを御覧ください。

このたびの改正に係る改め文となっております。

資料の56ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、町立保育所に勤務する職員の勤務時間を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の概要でございますが、別表に規定する町立保育所に勤務する職員について、時差出勤及び時差退勤の範囲を広げるものでございます。これにより、町立保育所の開所時間である午前7時30分から午後7時までの間、いずれの時間帯においても正職員の勤務を可能とし、会計年度任用職員とともに複数による勤務体制を編成することで、当該施設における安全管理の徹底を図るものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日となっております。

資料の57ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。

「町立保育所に勤務する職員」につきまして、これまでは、午前8時から午前9時30分までの間に時差出勤し、午後4時30分から午後6時までの間に時差退勤としていたものを、午前7時15分から午前10時30分までの間に時差出勤し、午後3時45分から午後7時までの間に時差退勤とするよう改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

この改正の目的は、保育時間の延長が必要だということで改正がなされる、という理解でよろしいでしょうか。

子育て支援課長

委員御指摘のとおりでございますが、現状の職員体制といたしましては、7時半から開所時刻がスタートしますけれども、その時点につきましては正職員の出勤がなく、会計年度任用職員1名が鍵開けの当番として出勤をしております。その後、30分程度経過して、ようやく

く複数態勢になる、ということで、これが閉所時刻におきましても同様の事象が長年続いているということでございます。いわゆるワンオペレーションといわれる状態かと存じますので、これは施設の安全管理上課題であると認識いたしまして、これを改めるということでございます。

教育長                   ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長                   ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長                   ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長                   御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第13号議案「島本町立学校給食実施規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長           それでは、第13号議案「島本町立学校給食実施規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。」に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、提案理由としましては、現在、私会計で運用している学校給食費の管理について、令和4年度から、町の会計、すなわち公会計による管理に移行することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、添付している新旧対照表を基に御説明いたします。

資料の63ページをお開きください。

まず、第3条の改正でございます。

現在、学校給食費の徴収・管理及び給食材料の購入につきましては、教育委員会や各学校で組織する団体である島本町公立学校給食会において運営しているところでございます。このたび、学校給食費を公会計化することにより、保護者からの徴収や給食材料納入業者との契約を島本町が主体となって行うようになりますことから、学校給食会については廃止するため、第3条の規定を削るものでございます。

次に、第7条の改正でございます。

本条につきましても、学校給食費の徴収・管理の主体が学校給食会から島本町、厳密には島本町長に移ることに伴いまして、本規則から削るものでございます。なお、学校給食費の徴収等に関する定めにつきましては、新たに町規則を制定し、その町規則に基づき運用していくこととしております。

その他の改正につきましては、文言を整理するものでございます。

最後に、施行期日は、令和4年4月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

給食会の役目の「適正かつ円滑な実施」というのは、給食費の徴収とか、給食の関係の方とのやりとりをいっているのでしょうか。ここに前入っていた「保護者と連携して」というのが、給食について保護者の意見を取り入れたりするための給食会でもあったのか、事務手続のための給食会なのか、給食全体に関するものなのか、というのをまず聞きたいのと、保護者の意見も聴取できるというような会であれば、そこを抜いた場合にどこかでそれをフォローすることができるのか、ということをお聞きしたいです。

教育総務課長

学校給食会につきましては、委員御指摘のとおり、基本的には全国の自治体におきまして、それぞれ設置されているものでございます。その役割につきましては、私会計で運営されている自治体におきましては、学校給食費の徴収であったり、また、その給食費を基にして給食材料を購入したりするに当たっての母体となる存在としての役割が

あります。それ以外の機能といたしまして、給食のソフト面の役割として、献立作成等を行うに当たりまして調整等を行う団体となっております。献立作成をより適切に進めていくに当たり、委員御指摘いただきましたように、保護者からの意見等も踏まえながら、より良い献立作成に取り組んできた経緯がございます。このたび、主に給食費等の経理面の給食会の機能が全て町に移管されることにより、給食会としての存在意義というのは一定役割を終えたというふうに認識いたしまして、今回廃止するものでございます。ただ、引き続き、献立作成等の部分につきましては、完全に事務局のみでやるのではなく、事務局と学校の担当教諭等との連携の下で引き続き行ってまいります。また、給食を実施する中で保護者等からの意見をどのように反映していくかにつきましては、その手法については現在検討中でございますが、以前コロナが流行する前に行っておりました試食会等で意見を伺ったりする方法も考えられますし、また、より簡易な方法としましては、アンケート調査等によって、保護者の方からの御意見であったりとか御希望を伺う機会は一定確保できるものと思われまますので、今後、保護者からの意見聴取の方法につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

教育長

保護者の方は、とても給食に御興味がおありだし、食育の観点からも、給食は教材化に耐え得ると思うので、学校としても現在ブログ等でその日、その日の給食内容を発信しているところもございませし、学校協議会等で給食に対する意見を伺うこともあります。先ほど担当からありましたように、更に情報収集であるとか、情報発信であるとか、その辺りは検討してまいりたいと思います。

教育委員

給食費のお金の流れ、キャッチフローはそのまま変わらないということではよろしいのでしょうか。

教育総務課長

今年度までの例で申しますと、徴収は、学校において保護者から行うこととなっております。まず、学校において、他の学年費や教材費等とともに、学校給食費というのが保護者の方から口座振替によって引落としされます。各学校において引き落とされた学校徴収金のうち給食費の部分に関しては、学校から学校給食会に納付されることになり

ます。これによって、給食会の方に給食費が収入されてきまして、それを基にしまして、業者の方から日々の給食材料を購入している、という形が現在までの流れになります。今回、主に経理の部分が給食会から島本町に移管されることになります。ですので、本町の考えとしましては、最終的には、町が直接保護者の方から給食費を徴収する方向で検討しているところでございます。ただ、令和4年度につきましては、現在、直接徴収のためのシステム等の導入について検討しているところでございますので、引き続き、一旦学校において保護者の方から給食費を徴収させていただいて、学校の方から町の会計に給食費を納めていただく、ということで、学校を間に挟む形で徴収する流れとなります。こちらの流れにつきましては、令和5年度以降、最終的には、保護者から直接町の方の会計に口座引落しできるようなシステム作りを令和4年度中に検討することと致しております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

今担当からありましたように、今後、学校の教職員の負担軽減には資することになるかと思えます。今後もできる限り職員負担の軽減につながるようなシステム等を検討していきたいと思っております。

教育委員

担任の先生がそこに関与しなくても済む、というということですよ  
ね。

教育総務課長

学校給食費の公会計化に関する背景の部分についてでございますが、このたび、学校給食費の公会計化を行うのは、国の方で学校給食費の公会計化を推進しているというのが前提としてございます。文部科学省において学校給食費の公会計化が推進される背景と致しましては、学校における働き方改革の中で、教職員の業務負担の軽減策の一つとして、この給食費の公会計化というのが令和元年度に掲げられたためでございます。この国の方針に基づきまして、本町におきましては、令和4年度から給食費の公会計化を行うこととしたものでございます。委員御指摘いただきましたとおり、現在でしたら学校が直接徴収して



管理しているところになりますので、もし滞納者がいた場合、その回収についても、昔ながらで言うと、担任の先生が家庭訪問して、お願いして納めてもらうという方法を取っていましたが、これが、町の方に徴収管理が移管されることになりますので、他の公金と同じく、滞納者がいた場合については、町が直接滞納金の回収を行うこととなるものでございます。

教育長                      ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長                      ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長                      御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第14号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長              それでは、第14号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、3月25日に開かれる町議会2月定例会議の後半議会に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず、教育総務課所管分について御説明します。

議案資料の68ページ、歳出内訳説明書の表を御覧ください。

目の欄、上段の学校管理費（小学校費）及び中段の学校管理費（中学校費）が所管分に当たります。

始めに、節（細節）の欄の一番上の行、学校管理費（小学校費）のうち、工事請負費4,933万8,000円の増額につきましては、夏の暑さ対策として、小学校の体育館にスポットクーラー型の空調設備を整備する工事を実施することによるものでございます。その下の

行、事務等委託料495万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度に引き続き、小学校の平日のトイレ清掃業務を委託することによるものでございます。

続きまして、その下の行、学校管理費（中学校費）のうち、工事請負費2,549万7,000円及びその下の行の事務等委託料247万8,000円の増額につきましては、それぞれ小学校費と同様の理由によるものでございます。

教育総務課所管分の説明は、以上でございます。

子育て支援課長

それでは、続きまして、子育て支援課所管分について御説明します。

68ページを御覧ください。

歳出内訳説明書の表の一番下の段、(目)幼稚園費、(事業名)幼稚園管理運営事業、(節)報酬、職員手当等、それぞれ報酬が45万4,000円、職員手当等が1万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、国の令和3年度補正予算におきまして、保育士や幼稚園教諭等を対象に収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月分から実施することが示されました。これに伴いまして、町立幼稚園の会計年度任用職員に係る所要の経費について増額をするものでございます。

続きまして、67ページを御覧ください。

上の段、歳入でございます。

(節)児童福祉費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金17万3,000円でございます。こちらにつきましては、先ほどの歳出の増に伴う国庫補助金として歳入を予定しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。第15号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第15号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第15号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長

[事務局職員人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(討論内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第4回教育委員会臨時を閉会いたします。